

解題：

1月24日、ブエノスアイレスで、第7回ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体（CELAC）首脳会議が、地域の33か国が参加して開催されました。同首脳会議は、111項目にのぼる最終宣言（ブエノスアイレス宣言）と、11件の特別宣言を採択しました。

CELAC 首脳会議は、2011年12月3日にベネズエラの首都カラカスで開かれた中南米諸国33か国の首脳会議で、南米独立の英雄シモン・ボリバルを称賛して設立原則などを記した「カラカス宣言」と「カラカス行動計画」を満場一致で採択して正式に発足しました。これまで次のように6回開催されています。

2013年：第1回首脳会議、チリで開催

2014年：第2回首脳会議、キューバで開催

2015年：第3回首脳会議、コスタリカで開催

2016年：第4回首脳会議、エクアドルで開催

2017年：第5回首脳会議、ドミニカ共和国で開催

2021年：第6回首脳会議、メキシコで開催

出席した首脳は、下記の通りです（ABC順）。

アンティグア・バーブーダ：ガストン・ブラウン 首相

アルゼンチン：アルベルト・フェルナンデス大統領（ホスト役）

バハマ：フィリップ・ブレイブ・デイビス（首相

バルバドス：ミア・モットレー 首相

ベリーズ：ジョニー・ブリセーニョ 首相

ボリビア：ルイス・アルセ 大統領

ブラジル：ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ大統領

チリ：ガブリエル・ボリッチ大統領

コロンビア：グスタボ・ペトロ大統領

コスタリカ：ステファン・ブルナー・ネービグ副大統領

キューバ：ミゲル・ディアス＝カネル 大統領

ドミニカ国：ルーズベルト・スケリット 首相

エクアドル：フアン・カルロス・オルギン外務大臣
エルサルバドル：フェリックス・ウジョア 副大統領
グレナダ：ディコン・ミチエル首相
グアテマラ：マリオ・ブカロ・フローレス 外務大臣
ガイアナ：イルファーン・アリ大統領
ハイチ：アリエル・アンリー 首相
ホンジュラス：シオマラ・カストロ大統領
ジャマイカ：カミナ・ジョンソン・スミス 外務大臣
メキシコ：マルセロ・エブラルド外務大臣
ニカラグア：デニス・モンカダ外務大臣
パナマ：ジャナイナ・テワニー 外務大臣
パラグアイ：マリオ・アブド・ベニテス大統領
ペルー：アナ・ヘルバシ 外務大臣
ドミニカ共和国：ルイス・アビナデル 大統領
セントクリストファー・ネイビス：テレンス・ドリュウ首相
セントルシア：フィリップ・J・ピエール首相
セントビンセント及びグレナディーン諸島：ラルフ・ゴンサルベス 首相
スリナム：チャン・サントーキ大統領
トリニダード・トバゴ：キース・ローリー 首相
ウルグアイ：ルイス・ラカージェ・ポウ大統領
ベネズエラ：イヴァン・ヒル 外務大臣

このように、政府首脳の大統領・首相が出席した国は 23 カ国、首脳以外の政府高官が出席した国は 10 カ国で、実質的に首脳会議が開催されたと言えます。近年一部で CELAC は、不活発で死んだという意見もありましたが、最終宣言も、特別決議も、困難な問題に域内の国すべてが団結して多様性を尊重しながら、貧困、不平等と不公平を緊急に克服し、地域統合の道を進むことを決意しており、CELAC は再生したと言えるでしょう。

採択された特別決議のテーマは次の通りです。

マルビーナス問題宣言

先住民族の言語に関する宣言

テロ対策宣言

自然との協調宣言

核軍縮宣言

武器取引宣言

エネルギー統合に関する宣言

大洋保護に関する宣言

キューバ封鎖宣言

ジェンダー平等宣言

食料制度宣言

特別宣言の内容は、ここでは触れませんが、最終宣言には、すべて要点が挿入されています。

ブエノスアイレス宣言（CELAC 最終宣言）

ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体（CELAC）第7回首脳会議

ブエノスアイレス、2023年1月24日

ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体（CELAC）の首脳は、2023年1月24日にブエノスアイレス市で会合を開き、地域統合、協調、団結、政治対話のためのこの政府間機構が、グローバルな課題に関する議論において、ラテンアメリカとカリブ海諸国を推進し、地域の問題を検討するためには、重要であることを確信した。

1. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国が、共通の関心事について合意を深め、地域の福祉と発展に寄与し、貧困及び既存の不平等と不公平を緊急に克服することができる諸主権国家の共同体として、その計画を十分に認識することを目的として、我々の諸国人民の団結と政治、経済、社会及び文化の多様性を促進しながら、統合過程を決意して進めるという CELAC 加盟国の公約を確認する。

2. 我々は、2014年1月にハバナで開催された CELAC 第2回首脳会議で署名された「ラテンアメリカ・カリブ海地域平和地帯宣言」が完全に有効であることを強調する。この宣言は、「ラテンアメリカ・カリブ海地域における核兵器の禁止に関する条約及びその議定書（トラテロルコ条約）」の規定に基づいてこの地域を平和地帯、非核兵器地帯として確認している。また、この宣言は、国際連合憲章の目的及び原則並びに紛争の平和的解決を促進するとともに、武力の行使及び武力の行使の脅威を永遠に排除するために、平和、安定及び正義の環境の中で、国際法の尊重に基づき、国際法に反する脅迫、侵略及び一方的強制措置のない友好協力の尊重の関係に基づく国際システムを構築するとしている。

3. 我々は、民主主義、人権の促進・保護・尊重、国際協力、法の支配、多国間主義、領土保全の尊重、国家の内政への不干渉および主権の擁護、ならびに正義の促進および平和と国際安全保障の維持に対する我々の約束を強調する。

4. 我々は、「リビエラ・マヤの 2010 年ラテンアメリカ・カリブ海諸国団結サミットの宣言」の精神に則り、民主主義は、国家の法制度に従うものであり、中断も後退も認めない、この地域の成果であることを想起する。また、この点において、民主的価値の保存、この地域における制度と法の支配の完全かつ無制限の有効性、公的機能への参加およびその行使、国の様々な権力の憲法権限の尊重、様々な権力間の建設的対話、国民主権の表現としての普通選挙と秘密選挙に基づく自由で定期的、透明かつ十分な情報に基づいた選挙の実施、市民の参加、社会正義と平等、汚職との戦い、適用される国際文書で認められたすべての市民権と政治権の尊重について、我々の確固たる支持を再確認する。

5. 我々は、地域の政治的、経済的、社会的及び文化的な団結及び統合の進展に対する約束を再確認し、また、COVID-19 の流行によって引き起こされた、医療、社会、経済及び環境の危機、気候変動、自然災害のリスクの増大及び地球の生物多様性の劣化等に対処すべく、持続可能な開発に向けて協力し続けることを決意したことを再確認する。

パンデミック後の経済回復、食料・エネルギー安全保障

6. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国が COVID-19 の大流行によって特に影響を受けており、貧困、食料・栄養安全保障、債務、社会的不平等、非正規労働、環境悪化、ジェンダー不平等などの水準が悪化していることについて、意見が一致している。したがって、我々は、協力的、包摂的、公平かつ連帯的な観点による持続可能な経済回復を優先させることの重要性を強調する。

7. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国のいくつかの国が、パンデミックから脱したが、より高いレベルの公的債務を抱えたことに懸念を表明し、多国籍開発銀行のような地域および国際金融機関が、人権の観点を取り入れ、支払能力の迅速な回復とそれを求める国々

が国際金融市場に参入できるよう、公正、透明、参加可能かつ包括的な機構を通じて、信用供与制度を改善する必要性を強調する。

8. 我々は、複数の危機が相互に関連している現在の国際情勢が、サプライチェーンの途絶、食料、肥料、エネルギーにおける過度の価格変動、金融不安などの影響に苦しんでいるこの地域に特に影響を与えていることに同意する。我々は、この危機の影響が、農業食糧システムの脆弱性と社会における不平等を露呈し、気候変動の悪影響、投入資材市場の混乱、世界的なインフレの上昇を悪化させ、世界的な不況の可能性を運んでいることを認識している。

9. 我々は、ラクダ科動物の重要性、その食料安全保障への重要な貢献、低温・乾燥条件・干ばつの地域に住む住民の生存への貢献を強調する。したがって、我々は、「2017年12月20日の国連総会決議A/RES/72/210」で予見されたところにしたがって、「2024年の国際ラクダ科年」が成功するよう、我々の支持を再確認する。

10. 我々は、バルバドス政府が提案した「ブリッジタウン（バルバドスの首都）・イニシアチブ」を、気候危機や特定の開発課題への対応を改善するために、また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて取り組むための財政的な場ができるように、世界の金融システムを大幅に再設計する可能性を持つ計画として歓迎する。

11. 我々は、この地域の国々の経済モデルが、社会的包摂を伴う生産的開発を優先させ、利用可能な資源をこの目的を達成するために向ける必要性を認識している。我々は、この目標は、各国内の強力な社会的結束によってのみ実現可能であり、そのためにはハイレベルの政治対話の機会と機構が必要であることを指摘する。

12. 我々は、現在の世界的な経済危機に対応し得るラテンアメリカ・カリブ海諸国のための共通の課題を策定するために、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）の技術的な支援を得て、経済・財務大臣会合が2023年前半に開催されるように調整することに同意する。

13. 我々は、主要な食料の純輸出地域としての食料・栄養安全保障、並びに森林、水、土壌及び生物多様性資源を有する環境の持続可能性において、我々の地域が世界的に中心的な役割を果たすことを認識し、国際社会と協力して、この世界的役割を強化することを支持する。

14. 我々は、農業及び農村開発を支援し、持続可能な食料生産及び食料の入手可能性の増大を促進し、また農産物のためのより公平で、より透明で、公正かつ予測可能な国際貿易システムを促進することにより、食料安全保障を確保するための効果的な行動を促進するという我々の約束を改めて表明する。同様に、我々は、持続可能な開発目標の枠組みの中で、我々の友人のために、持続可能で、入手しやすく、安価で、信頼できる、安全なエネルギー分野を確保するためのエネルギー輸送行為を促進することを約束する。

15. 我々は、「農業大臣・高官会議」の結果を歓迎し、新たな国際情勢と我々の地域が直面する課題に従って、国連食糧農業機関（FAO）、米州農業協力機構（IICA）、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）、ラテンアメリカ統合連合（ALADI）及びその他の協力機関の技術支援を得て、「CELAC 2025 食料・栄養安全保障及び飢餓一掃計画（SAN-CELAC）」を更新する重要性を強調する。

16. 我々は、恒常的かつ開放的な性質の、広範な三者構成の制度化された社会対話に基づく協議と集中の場として、CELAC 労働分野における「ワーキンググループ」の再出発を歓迎する。

健康戦略

17. 我々は、連帯と協力の観点を促進し、現在および将来の健康上の課題によりよく立ち向かうために、各国の能力の調整を改善し、それらを強化することの重要性を強調する。また、我々は、先住民、アフリカ系住民、女性、子ども、若者、高齢者、障害者などの社会的弱者や歴史的差別を受けた人々の具体的な必要性を考慮したサービスの提供を確保し、介護者が果たす役割の認識も含め、医療と抵抗力の政策の中心に人間を据えた政府の行動を継続して実施することを支持する。

18. 我々は、アルゼンチン臨時議長国（PPTA）が推進した「CELAC 保健大臣会合」の結果を歓迎し、技術移転、イノベーション、研究及び技術開発の支援を通じて、ワクチン、医薬品及び重要な生産財の生産及び地域・地方流通のための能力強化を目的とする、「CELAC 医療自立計画」を継続することの重要性を強調する。

19. 我々は、「CELAC 医療自立計画」により、ワクチンと必須医薬品の共同国際調達機関の強化、地域市場開拓のための医薬品公共調達機関の活用、ワクチン開発・製造のための共同企業の設定、またワクチンの普遍的な取得と公平な支給のための医療優先制度を含む、規制の協定と承認のための機構を強化できるようにすることを約束する。

20. 我々は、「高価格医薬品購入に対処する戦略」の提起のための「CELAC の第1回および第2回会合」、「感染症および新興・再興感染症に関する専門家ネットワーク第4回会合」、「CELAC 諸国におけるワクチンの研究・開発・生産能力に関する報告書」及び「ワクチン及び必須医薬品の国際共同調達のための仕組みの強化のための作業文書」の貢献を評価する。

21. 我々は、世界保健機関（WHO）および米州保健機関（PAHO）に対する CELAC の支持を表明する。そして、低・中所得国の必要性を重視しつつ、またワクチン、医薬品、診断検査などの必須の物資の普遍かつ公平な取得を保障するようなパンデミックの予防、準

備、対応に関する国際機関の交渉を重視しつつ、「国際保健規則（2005）」の特定の修正案を作成する過程に引き続き積極的に参加する意志を表明する。

世界的な薬物問題への対応

22. 我々は、世界薬物問題に対して、予防的、総合的、学際的かつ均衡のとれた観点を取り、国内法に従い、共通かつ共有の責任の原則の下、人権を尊重し、公衆衛生と環境、国際協力と社会正義への影響を考慮し、科学的根拠に基づく効果的政策を採用する必要性を再確認する。

23. 我々は、「共通かつ共有の責任」の原則のもと、ラテンアメリカ・カリブ海諸国に責任を負わせることは、相反することであり、不適切であると考えている。したがって、薬物使用に関連する実態において重要な役割を果たす国やその他の関係者は、世界薬物問題に対処するための世界的な多国間のイニシアチブの枠組みの中で、共同かつ水平な努力を確保するために、予防指向の方法を実施すべきである。

24. 我々は、世界の薬物問題に対処するためには、国内法、CELAC加盟国が締約国である法的拘束力のある国際文書、その他の関連国際文書に従い、国連憲章の目的と原則、特に国家主権の尊重と国家の内政問題への不干渉を完全に尊重した効果的な国際協力が必要であることを再確認する。

環境問題における協力

25. 我々は、複数の危機が存在する現在、国際的な気候変動に対する行動を世界的な優先事項として再確認するため、協力的かつ協調的に取り組む用意があることを改めて表明する。また、各国の行動の緊急性に基づき、常に共通だが差異ある責任の原則及び異なる国内の状況に照らしたそれぞれの能力に従って、多国間行動を共同で支持する用意があることを再確認する。

26. 我々は、生物多様性計画と戦略の実施に必要な資金として、官民から少なくとも年間2,000億米ドルを動員し、先進国から途上国への国際資金の流れを2025年までに年間200億米ドル、2030年までに年間300億米ドルに増加することを想定した「昆明・モンリオール世界生物多様性枠組」の採択を歓迎する。

27. 我々は、先進国が、発展途上国、特に小島嶼国、内陸国、中米地峡諸国の支援を目的とする気候金融のために、2025年から年間1,000億ドル、2030年から年間300億ドルを共同で融資するという支持を履行する緊急性を、また損害と被害の資金用の資源を保障するように、適応資金を少なくとも2倍にすることをCOP26で支持したこと想起する。ま

た、我々は、緩和の重要性、COP27で合意した損失損害基金の財源確保、「国連気候変動枠組条約(CMNUCC)」とその「パリ協定」の下での地域連携の強化も考慮している。

28. 我々は、2025年に開催される「第30回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP-30)」の開催地として、ブラジルのベレン・ド・パラ市が立候補したことを歓迎する。

29. 我々は、経済の不確実性が高まり、複数の危機が世界経済の見通しを複雑にし、特に途上国のSDGs達成能力に影響を与えている状況下で、環境保全を正当化するために採択された貿易制限措置の増加を懸念して追求している。我々は、世界貿易機関(WTO)の原則と相容れない一方的な貿易制限は、環境問題の懸念や持続可能な開発の推進に取り組む上で不適切であることに同意見である。

30. 我々は、「母なる大地」で生きる権利を守る義務、また、必要な資金を提供し、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の原則に基づき、緊急かつ具体的な成果を得ること、気候正義と損失及び損害を是正するための不可欠な賠償政策を確保し、直接的かつ無条件で敬意を払った協力を促進することに留意する。

31. 我々は、「リオ条約」に基づき、先進国から途上国への資金提供、能力開発、科学技術協力、技術移転が、環境協定やその議定書に定められた目的を達成するために不可欠な要素であることを強調する。

32. 我々は、「CELAC2022年環境大臣会合」の結果として「環境に関するCELAC閣僚宣言」が承認されたことを歓迎し、共通の立場を更に強化し地域の声を高め、知識と能力の作業及び交流を強化し、リオ条約の下で採択された支持を加速的に実施するために、この仕組み内で環境問題に関する対話を継続することに同意する。

33. 我々は、プラスチック汚染が地球規模の大きな環境問題の一つであることに同意する。我々は、「国連環境総会5(UNEA)」の委任に留意する。そこでは、「政府間交渉委員会」が設立され、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成することになっている。我々は、政府間交渉委員会の第1回会合が2022年11月28日から12月2日までウルグアイのプンタ・デル・エステで開催されたことを考慮する。

34. 我々は、海洋環境を含むプラスチック汚染の問題に対処するための国際的な法的拘束力のある文書を作成する国際交渉委員会のテーブルに、ラテンアメリカ・カリブ海諸国をアンティグア・バーブーダ、エクアドル、ペルーが代表しているという事実、特に委員会の議長職を我々の地域が掌握しているという事実を強調する。

35. 我々は、再生可能エネルギーの生産を増加させ、持続可能、公正、公平かつ包摂的な方法でエネルギー転換を加速し、地域諸国のエネルギー安全保障に貢献することの重要性を認識し、各国の異なる現実、能力及び開発レベルを考慮に入れ、各国の政策及び優先事項を尊重する。

36. 我々は、水と衛生に対する人権を認める「国連総会決議 64/292」の枠組みにおける「2030 課題とその「持続可能な開発目標」の実施に対するラテンアメリカ・カリブ諸国の支持を再確認し、2023 年 3 月 22 日から 24 日までニューヨークで開催される国際行動の 10 年の目標達成の中期包括レビュー、「持続可能な開発のための水 2018-2028」会議に向けて SDG6 の推進に地域が努力するよう、強調する。

総合災害リスク管理

37. 我々は、持続可能な開発のための安全装置として、災害リスク管理・軽減における地域協力の重要性を強調する。特に、気候・健康危機の影響に最も苦しむカリブ海小島嶼国、内陸国、中米地峡の国々に焦点を当て、既存の協力を調整し、次のことを行う。

ラテンアメリカ・カリブ海諸国におけるさまざまな地域・小地域の組織が、それぞれの潜在能力を活用できるようにする。また、地域レベルで災害リスク管理を促進するための標準化された指針を持つために協力する意思を表明する。

38. 我々は、「自主的拠出金協定」の署名国によって創設された CELAC の「気候適応・自然災害総合対応基金」(FACRID) の重要性に関するラテンアメリカ・カリブ海経済委員会 (ECLAC) との対話における進展に対して、我々の支持を再確認する。我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国における気候変動の深刻な影響とその影響を認識し、災害リスク軽減のための能力開発と知識の共有を可能にする災害予防、準備、対応、緩和、復興のための計画をこの地域で実施することを目的とする。

39. 我々は、2023 年 2 月 28 日から 3 月 2 日にかけてウルグアイのプンタ・デル・エステで開催される「第 8 回米州及びカリブ海地域における災害リスク軽減のための地域計画」が、科学技術に焦点を当て、協力関係を強化する素晴らしい機会になることに賛成する。その機会は、人道援助機構の改善、共通の問題に関する意見交換、経験の活用、成功体験の共有、総合的な緊急・災害リスク管理および気候変動への適応に取り組む地域のさまざまな関係者にとって貴重な出会いの場となっている。

社会的包摂のための科学技術・イノベーション

40. 我々は、「科学技術とイノベーションに関するブエノスアイレス宣言」の採択を歓迎し、科学技術分野からの貢献は、主権を強固にし、持続可能な開発を実現するための基本ツールであると認識している。

41. 我々は、生産と輸出の在り方を多様化し、地域的・国際的な競争力を高め、特に医療分野などの優先分野において、安全で効果的かつ質の高い資材の管理と取得を実現するた

めに、優先事項を定義し、行動を調整し、科学研究と技術移転を明確にする共同作業を深める必要性に賛成する。この点において、我々は、研究者の移動、良い実践や経験に関する情報交換を含む、高レベルの科学者の養成を目的とした国家および小地域の計画の間の相乗効果を開発することの重要性を強調する。

42. 我々は、職業、公平性、質、雇用の見通し、技能、労使関係の変革のための道具としての科学技術への投資の影響と開発レベルを改善する方法として、CELAC 諸国間の科学技術・イノベーションにおける連携を促進する地域・小地域機関の強化が不可欠であると考える。

43. 我々は、イノベーションと技術移転を促進する共同戦略と明確な課題を開発するために、地域レベルで、公共、学術、ビジネス部門、コミュニティ組織、市民社会組織間の対話の場を促進することが必要であると指摘する。この意味で、我々は、加盟国によって指名された代表で構成される 5 つのワーキンググループの創設を承認する。その分野は、祖先の科学、航空宇宙研究、地域評価者ネットワーク、エネルギー移行、バイオテクノロジー（農業と医療に重点を置く）で、その能力、作業方法、期待される成果は、国内の調整者の同意によってもたらされるべきである。

44. 我々は、テクノロジー、創造性、イノベーションの利用を、我々の民族の文化の発展と強化のための機会として、また、バーチャルな方法を通じて文化的空間への参加を可能にする技術的ツールとして認識している。

デジタル変換

45. 我々は、デジタル時代において、特に脆弱な集団や遠隔地・地方における接続性への差別のない普遍的な接続を確保し、必要なインフラ投資を確保し、デジタル技術と能力の開発を促進し、男女間のデジタル格差を含む、デジタル格差全般を削減し、持続可能な開発目標を達成するための重要性を強調する。

46. 我々は、情報通信技術が、人間の福利、開発、知識、経済成長、社会的包摂を促進するための不可欠なツールであることを認識する。また、プライバシー権や個人情報の保護など、これらの技術の利用を通じて個人の人権が侵害されないよう、オンライン上のやりとりや情報通信技術を利用して運営されるインフラとの双方において、市民の安全で安心な経験を保障し、対策を講じる必要性を強調する。

47. 我々は、情報通信技術の平和的利用に関する CELAC の立場の正当性を再確認し、国際社会に対し、国連憲章、世界人権宣言及び国際法の目的及び原則に適合しない一方的な行為を回避するよう求める。

48. 我々は、機動的、効率的、近代的、取得可能かつ包括的な公共サービスを保障するために、この地域の国家のデジタル変革に取り組み続けることの重要性を改めて表明する。

特に、我々は、公共サービスの提供が市民とその必要性を中心として行われるように、公共政策と社会保護制度の設計と実施において、開かれた政府の観点を採用することを強化し、適切な説明責任を促進する必要性を強調する。また、我々は、貧困削減と人間開発のための国家独自の企画や計画に沿って、国家のデジタル改革の文脈で、透明性と公共情報へのアクセスの重要性を強調する。

49. 我々は、パンデミックによって加速されたデジタル環境への移行を振り返り、若者が新しい形の成長、イノベーション、社会参加を見出すことができるようになったと考える。

50. 我々は、新しい技術の悪意ある利用が、国境を越えた組織犯罪や、児童の性的虐待、ジェンダーに基づく暴力、人身売買など、児童や青少年の幸福と総合的発達を脅かす犯罪を増やしていることを認識している。同様に、偽情報や、人工知能やアルゴリズムの利用を含むサイバー攻撃の目に見える増加は、国家や企業の重要なインフラの安定性や人々の福利に対するリスクを発生させている。我々は、情報通信技術の犯罪的利用との戦いにおいて、国家間の調整と協力を改善する必要があることを強調する。

51. 我々は、ソーシャルネットワーク上の偽情報が、並行する現実を作り出し、政治的急進性を誘発し、民主的価値と法の支配に対する脅威を生み出すことがあることに同意する。したがって、我々は、インターネット上の偽情報や違法情報との闘いを進展させるために、国家間の協力と協調を拡大する必要性を強調する。

52. 我々は、軍事分野におけるテクノロジーの使用について再検討する。その導入には、ある種の自動化された形式の意思決定が含まれ、国際人道法の違反や乱用を引き起こしたり、助長したりする可能性があるため、我々は、これらのアプリケーションはどのように規制されるべきかについて検討する。この精神に基づき、我々は、2023年2月23日～24日にコスタリカのサンホセで開催される「自律型兵器の社会的・人道的影響に関する地域会議」を歓迎する。

統合のためのインフラ

53. 我々は、特に、両大洋回廊は、この地域にとって非常に重要性の高い具体的なプロジェクトであり、各国の社会経済的発展を図り、物理的統合、貿易、投資、観光を増加させ、地域の統合に大きな機会を提供する、高い戦略的価値を持つものであることを強調する。この点で、我々は、地域各国の地域統合の重要性を強調する。この点では、我々は、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ペルーを結ぶ「両大洋州統合鉄道回廊プロジェクト」や「両大洋州道路回廊計画」「プエルト・ムルティーニョ（ブラジル）—カルメロ・ペラルタ（パラグアイ）—ミシオン・ラ・パス（アルゼンチン）—プエルトス・デル・ノルテ（チリ）など太平洋と大西洋を結ぶ陸路を促進するイニシアチブに注目する。その重要性は、外国貿易の物流を実行可能にし、地域の経済成長を生み出し、輸送コストと時間を削

減することであり、インフラと統合作業の開発に直接関連する国、州、県、地域の地域社会の代表と国会議員の支援を必要とする状況となっている。

54. 我々は、地域統合を促進する航行可能な水システムとしてのパラグアイ・パラナ水路の重要性を再確認する。同水路は、航行と商業輸送を対等の条件で促進し、開発、近代化、効率化を促進し、海外市場への競争的参入を可能にするための具体的手段となっている。

55. 我々は、国内法及び国際法に従い、国際河川における船舶、物品及び人の航行及び通過の自由に基づく、河川航行の分野における準地域統合機関の重要性を改めて表明する。我々は、国際貿易の発展のための要因として河川輸送を強化するために、内陸国の地域および海外市場への競争力のある参入を確保することの重要性を強調する。

56. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海地域のエネルギー資源の補完性と利用可能性を活かし、同地域の経済発展に影響を与えるエネルギー統合のインフラ計画の開発を通じて、地域の連結性を促進することの重要性を認識している。この枠組みにおいて、我々は、天然資源と国の能力の使用における持続可能な発展を確保する基準を確立する国の主権的権利に従って、地域電力相互接続プロジェクトを評価することに合意する。

女性、青年、少女の状況

57. 我々は、COVID-19 の大流行が、既存の格差を悪化させ、男女格差による影響、生活・社会・経済の持続可能性のために、有給・無給の家事・介護労働の決定的な役割を証明し、女性・青年・少女の権利と経済的自立を妨げるジェンダー不平等の主な原因の一つとして、家庭内暴力のレベルの上昇と介護労働の不公正配分を暴露していると認識している。

58. 我々は、労働市場、賃金、雇用の質、社会的保護と社会保障へのアクセスにおける男女間の格差の存続と、有給・無給の家事・介護労働を女性、青年、少女に割り当てる社会組織と、男女の共同責任を確保する介護政策・サービスの不十分さを懸念する。

59. 我々は、ケア部門における平等が、「女性差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」などに明記された国際的義務から生じることを確認し、ケアの権利の認識を引き続き促進し、平等と非差別の原則に基づき、ケアへの参入を確保し共同責任を育成する公共政策の開発を強く求める。

若者

60. 我々は、社会福祉と機会均等を促進する戦略において、地域の若者の声と参加を取り入れることの重要性を強調する。同様に、我々は、地域政府の課題への若者の参加を促進

し、公共政策の立案と採択において若者が提起する問題を考慮するための権威ある場としての「ラテンアメリカ・カリブ海諸国青年協議会」を継続する約束を再確認する。

61. 我々は、特に若い頃から介護の仕事にほとんどの時間を割いている女性や若者、青少年の間で、雇用の不安や不安定さ、高い債務残高、金融教育の欠如が高い割合で存在し、その層の一部を若者が形成していることを認識している。また、我々は、様々な形態のジェンダー暴力の事例において司法への接触を保障することの重要性と、地域の若者の個人的、職業的、社会的発展のために、人権、ジェンダー、医療の観点から教育制度への投資を拡大する必要性を指摘する。

アフリカ系市民

62. 我々は、アフリカ系の人々の権利を促進、尊重、保障、保護する支持を再確認し、大西洋横断奴隷貿易の犠牲者の子孫のための社会的、文化的、経済的、政治的賠償を改めて支持する「CELAC アフリカ系子孫ワーキンググループ」の活動を改めて支持する。我々は、より高いレベルの公平性と人種的正義を有する社会を追求するために、あらゆる形態の人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶の過程を深めるという目的を再確認する。

63. 我々は、2022年12月5日から8日までジュネーブで開催された「アフリカ系の人々に関する国連常設フォーラム」の第1回会合の開催を歓迎する。

先住民族言語

64. 我々は、地方、国、地域レベルで、先住民族の言語の積極的、自由、自発的な使用を可視化し、保存し、再生し、促進するために制定された「国際先住民族の言語の10年2022-2032の地域立ち上げ」を評価する。また我々は、言語の多様性や多言語主義の側面を持続可能な開発努力の中に統合する、公共政策や国際行動を引き続き開発し、この10年の成功に貢献する意欲を再確認する。

65. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海で話されている先住民族の言語の使用、保存、発展を促進し、文化的および言語的権利を保障するために国家から働きかける、「イベロアメリカ先住民族言語研究所」の設立を歓迎する。また、我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の国々には、「イベロアメリカ先住民族言語研究所」の設立と強化に参加し、このイニシアチブを支援するための協力活動に参加するよう呼びかける。

66. 我々は、2021年9月18日にメキシコシティで開催されたCELAC第6回首脳会議の枠組みで出された「国際先住民言語の10年2022-2032」に関する特別宣言の規定への支持

を再確認する。また、我々は、彼らの言語と口承及び哲学的伝統、文字体系及び文学を再生、使用、促進及び将来の世代に伝達する権利を含む彼らの個人及び集団権を認め、したがってこの点で共同行動を調整する同盟の確立が重要であると認識する。

移民

67. 我々は、移民は、受入国および移民の出身国・通過国、双方の社会的、文化的、経済的発展に積極的に寄与する社会的経過であり、その利益を高め、不規則な経路による移民の流れが伴う対応能力へのリスクと課題を軽減し、その適切な社会経済的統合のために、また国家および地域の移住政策を促進するために、総合的観点から対処すべきことに合意する。この点で、我々は、移民の移入と統合、国境を越えた密輸ネットワークの防止、地方自治体などの新しい変化の主体の管理を含む、受入団体への支援を引き続き進めていく意志を表明する。

68. 我々は、安全で秩序ある正規の移民に対する支持を再確認する一方、非正規の経路による移住の多次元的な原因に引き続き対処する意思を改めて表明する。また、我々は、国内および地域の移民政策の基礎として、移民の地位にかかわらず、移民の人権を完全に尊重するとともに、正規の移民の実現および安全で尊厳ある出身国または常在地への自主的な帰還のための適切かつ迅速な手続きによる移民の統合など、国際的な移民管理のための恒久的原則の必要性を強く主張する。

69. この枠組みにおいて、我々は、移民に対するあらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥、ヘイトスピーチ、その他関連する形態の差別と不寛容を拒否する。我々は、各国の移民規制と政策を尊重しつつ、移民管理における連帯、国際協力、共有責任の原則を促進するため、特別に制定された専門フォーラムにおいて、移民統治に関する流動的かつ恒久的な対話を維持することの重要性を強調する。

70. 我々は、移民に関する「CELAC 会合」及び「移民に関する CELAC-EU 構造的・包括的対話」の再活性化の重要性を認識し、以前に確立した約束を再確認する。

障害者

71. 我々は、セミナーの開催やこの障害者問題に関する最初の宣言の採択を通じて、障害者の人権の問題が CELAC の課題に組み込まれたことを歓迎する。我々は、障害者の人権への効果的な尊重と、その効果的な行使を妨げる物理的および態度的な障壁の除去を保障するために必要なすべての措置を採用することが国家の義務であることを強調する。

教育

72. 我々は、あらゆるレベルの教育が基本的人権であり、他の権利を効果的に実現するための基礎であることを再確認する。我々は、包括的で公平かつ質の高い教育を確保することが、平和、持続可能な開発および社会経済成長のための不可欠な条件であることを確認する。この点で、我々は、就学前教育から高等教育に至るまで、教育が国家を主たる保障者とする公共的・社会的財であることを認識している。

73. 我々は、教育は、民主的市民権の構築、社会正義、知識の民主化、新技術の取得、その資金調達のための経済的資源を通じて、最も脆弱な社会経済グループと最も資源のない人々を優先して、個人、社会、国家の幸福を促進する地域統合計画の重要な手段であることに賛成する。

74. 我々は、この地域の教育の状況を改善するためには、先住民族とアフリカ系住民の文化的資産と歴史的貢献を考慮しながら、教育界に中心的な役割を与えるための緊急の決定と変革が推進されなければならないと認識している。我々は、教育に十分な資金を提供し、各国の公的課題の中で重要な位置を占めることの重要性を強調する。また、我々は、学生の生活と雇用のための準備の重要性に同意し、バーチャル教育の貴重な貢献とともに、人権とジェンダーの問題を取り入れた分野の内容と学習の強化に貢献する、完全な対面式の発展を保障する。

75. 我々は、包括的、平等主義的、公平かつ質の高い教育に実現するため、あらゆるレベルの教育システムを強化することを目的とした「第3回 CELAC 教育閣僚会議宣言」の採択を歓迎する。したがって、我々は、適切な教育政策の課題には、国の存在と主体性、国と地方の政府間の連結、そして適宜、市民社会と教育界の参加が必要であることに同意する。

文化

76. 我々は、民主的、平和的かつ包括的な社会の統一及び地域統合の促進における文化及び芸術の役割を強調し、それらを文化的多様性の構形成態として、またラテンアメリカ・カリブ海諸国の多様かつ多元的な文化遺産の表現のための理想的な手段として認識し、我々自身の闘いと自己決定の歴史の知識を通じて地域のアイデンティティを再確認する。我々は、不正取引の防止と撲滅のために、文化財の保存に関する規制、研修、標準化を強化するために各国が行っている努力に留意する。

77. 我々は、「CELAC 文化大臣会合ブエノスアイレス宣言」や「文化・創造経済強化のための特別宣言」に含まれる条件と行動を評価し、この地域の社会の社会的・経済的発展の促進における文化部門の役割を認識している。さらに、我々は、文化の活力は、社会の民主主義と共存の価値を強化し、相互に豊かにする決定要因であると同時に、持続可能な地

域開発を達成するために不可欠な、復興、平等、社会的包摂の過程の基本軸であることに注目する。

78. 我々は、「CELAC 映画週間 —ラテンアメリカ・カリブ青年映画人サークル」の開催、「グアヤキルの抱擁 200 周年」記念式典、「第 10 回アルゼンチン文化産業市場の発刊 (MICA)」の枠組みでの地域諸国の技術団体や文化人による会議を歓迎する。

79. 我々は、COVID-19 の大流行時の文化部門のイノベーションを強調し、それゆえ、技術的ツールを継続して使用し、仮想文化イベントや博物館、図書館、遺跡、フェア、フェスティバル、その他民族の文化を促進し強化するあらゆるイベントへのツアーを実行することを強く求める。

80. 我々は、「文化政策と持続可能な開発に関するユネスコ世界会議」の重要性を、またその会議の最終宣言が、文化を世界的な公共財として認識し、ユネスコとその加盟国の活動の指針の提供していることを認識している。また、我々は、活動の指針は、アーティストの社会的・経済的権利から、先住民の先祖伝来の知識を保護・継承する権利、文化遺産・自然遺産の保護・振興まで、公共政策に統合すべき一連の文化的権利を定義する。

外交アカデミー間の協力

81. 我々は、「アルゼンチン共和国国立外務省研究所 (ISEN)」が 2022 年の間に実施するカリブ共同体 (CARICOM) の外交官を対象としたスペイン語教育における協力プログラムの重要性を表明し、統合のための具体的かつ恒久的な手段としてその継続を長期的に推奨する。また、我々は、「EU-CELAC 財団」と「アルゼンチン共和国国立外務省研究所 (ISEN)」がブエノスアイレスで共同開催した第 2 回「CELAC-EU 戦略的パートナーシップに関する若手外交官のための更新・研修プログラム」が成功したことを歓迎する。

82. 我々は、カリブ海諸国の英語圏の公務員や公的機関を対象に、「イベロアメリカ教育・科学・文化機構 (OEI)」と共同で実施された「初心者のためのスペイン語コース」を、言語を通じて CELAC 諸国の距離を縮める戦略ツールとしても高く評価する。

83. 我々は、特に、現在の国際情勢における地域統合と CELAC の役割に関する知識を促進するため、ツール、成功体験、関連情報を共有するために、加盟国の外交アカデミー間の協力と交流を深めることを強く要請する。

宇宙・原子力協力

84. 我々は、地域における持続可能な開発目標の達成のために、宇宙技術の利用とその応用が示す課題と機会に対処するために、宇宙協力を推進することの重要性を強調する。こ

の点で、我々は、宇宙に関する協力の関心と機会について、地域の国々の間で行われる対話を重視し、これらが将来の「ラテンアメリカ・カリブ海宇宙機関（ALCE）に反映されることを期待する。

85. 我々は、CELAC 加盟国と国際原子力機関（IAEA）との間の「持続可能な開発のための原子力科学技術の平和的利用に関する協力のための共同行動計画（2022-2023）」の採択を評価し、地域レベルでの既存の能力への取り組みを支持する。特に、我々は、医療、農業、食糧安全保障、環境、エネルギーなどの分野において、その実施によってもたらされる課題に具体的に対応するために、「ラテンアメリカ・カリブ海地域における原子力科学技術の推進のための地域協力協定（ARCAL）」を通じて、現在の能力を維持することを支持する。

公的統合、汚職防止、汚職との戦い

86. 我々は、人々に焦点を当て、公共の清廉性の文化の生成と強化の重要性を強調し、また、清廉性の欠如の防止及び汚職行為の防止、訴追、処罰できるようになることを強調する。また、我々は、この目的は、各国の法律に従って、特に公共の透明性、公的資源の適切な使用、公務員の資質の強化、民間部門の責任ある参加などを考慮した方策を含む多角的な方法で対処される必要があることを表明する。

87. 我々は、汚職の防止及び撲滅に関する専門作業部会の枠組みの中で、より効率的な協力を可能にする共同行動を確立すると同時に、地域の国々で生じている特定の問題及びその発展に悪影響を及ぼしている結果を反映させるために、我々は、「腐敗防止及び腐敗対策に関する専門作業部会」の枠組みにおいて、より効果的な協同行動ができるように、汚職との闘いにおける予防手段を強化するという仕組みの継続的な支持を強調する。我々は、2021年10月27日にメキシコシティで開催された「第五回汚職の防止と撲滅に関する閣僚・高官会合」で発出された共同宣言を支持する。

88. 我々は、汚職警告などの効果的な方法の実施、内部告発と内部告発者保護の文化の促進、汚職防止研修の整備、事件のより良い発見と予防のための戦略の構築、地域的手段による国民の信頼の向上を強調する。我々は、地域の国々で生じる特定の問題と地域における汚職の結果を反映させるために、汚職との闘いにおける予防手段を強化する仕組みを継続して支持することを強調する。

89. 我々は、透明性、説明責任、公的情報の取得や市民参加、科学技術の活用を通じて、汚職の防止と抑制において重要なイニシアチブが打ち出されてきたことを再確認する。我々は、そのため、公務員、民間企業、市民社会、市民など、利害関係者が適宜、協働することの重要性を強調する。

90. 我々は、2023年の発効20周年を記念して、「国連腐敗防止条約」とその検証手段の実施を進展させるという国家の義務を改めて表明する。我々は、「国連総会特別会合2021年汚職撲滅の政治宣言」と、汚職の防止と撲滅のための課題に効果的に対処し、対策を実施し、国際協力を強化するとの約束（UNGASS2021）を歓迎する。

91. 我々は、汚職及びマネーロンダリング等の防止及び対処を促進するため、情報通信技術を通じたものを含め、「国際組織犯罪」及び犯罪ネットワークによる新たな形態の犯罪に対処するための協力、最良事例の交換及び情報の適時分析を強化することの必要性を強調する。

多国間フォーラムへの参加及び地域諸機関との調整。

92. 我々は、様々な多国間フォーラムにおいて、協調して参加し、合意に基づくイニシアチブを示すことの重要性を認識しており、地域の立場を強化し、国際舞台において地域の利益が正当に考慮されるように貢献する。

93. 我々は、共通の関心事に関するあらゆる多国間フォーラムにおいて、より多くの協同参加の実現を促進し、それが国際機関における地域の役割と指導力の強化に直接寄与することを確信する。

94. 我々は、国際的な舞台における CELAC の存在を強化し、国際・地域・小地域組織との連携の拡大・強化を促進することへの約束を表明する。この点で、我々は、「ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会（CEPAL、ECLAC）」、「ラテンアメリカ・カリブ海開発銀行（CAF）」、「国連食糧農業機関（FAO）」、「ラテンアメリカ・カリブ海経済システム（SELA）」、「カリブ海諸国連合（ACS）」、「東カリブ海諸国連合（OECS）」、「カリブ海共同体（CARICOM）」、「中米統合システム（SICA）」、「米州農業協力機構（IICA）」、「カリブ海災害危機管理庁（CDEMA）」などとの戦略的提携と共同作業の発展を重視する。特に、我々は、2022年8月18日に開催された CELAC-CAF 国際セミナー「ラテンアメリカとカリブ海諸国：団結と多様性」を重視する。この会合は、地域統合の課題と予測に関する考察への貴重な貢献となった。

95. 我々は、2年前にドミニカ共和国が「イベロアメリカ会議」の臨時事務局として行った素晴らしい作業を評価する。我々は、3月25日にドミニカ共和国のサントドミンゴで開催される第「28回イベロアメリカ首脳会議」の成功を祈念する。

96. 我々は、キューバが2023年に「77カ国グループ+中国」の議長国に選出されたことに祝意を表す。我々は、キューバの在任期間中に、我々の地域の利益が促進され、加盟国の協力と連帯の関係が、我々国民のために強化されることを確信している。

97. 我々は、「国際展示会事務局（IEB）の 2027/28 年の専門展示会」の開催地としてサン・カルロス・デ・バリローチェ市が立候補したことを歓迎する。また、我々は、「自然＋技術＝新しい始まり」という、我々の国民にとって最大の関心と協力が得られるテーマのもと、ラテンアメリカ・カリブ海地域からこの重要なイベントの開催国に立候補したことを歓迎する。

域外パートナーとの対話

98. 我々は、欧州連合、中国、インド、アフリカ連合及び東南アジア諸国連合（ASEAN）を含む域外パートナーとの政治対話の深化において、達成された進展を歓迎する。

99. 我々は、「CELAC・中国フォーラム行動計画 2022-2024」の枠組みにおいて、交通、開発と貧困削減、デジタル技術、災害リスク管理及び科学技術・イノベーションに関する複数の閣僚級専門会議が開催されたこと、また、2024年にこの重要な協力と交流の場の設立 10 周年を記念し、中国-CELAC フォーラム首脳会議を開催することに感謝する。

100. 我々は、CELAC-EU 間の 4 年ぶりの包括的対話の再開、二地域間協力の場の回復、交流の充実と 2023 年の「第 3 回首脳会議」に向けた二地域間準備作業の主要軸に資するロードマップ 2022-2023 の採択を可能にした CELAC 外務大臣会合と EU の共催の第 3 回会合の開催を歓迎する。

ハイチ

101. 我々は、2022 年 9 月 19 日に採択された「地域の平和と安全に対する影響からハイチ共和国を支援する必要性に関する CELAC の特別宣言」を再確認する。この点で、我々は、ハイチ共和国の治安と人道的状況の悪化が進行していることに深い懸念を抱いていることを改めて表明し、ハイチのすべての政治・社会的アクターに対し、同国を苦しめている深刻な人道的・治安的危機に対処するために必要な合意に達するよう要請する。我々は、国際協力の原則に基づき、ハイチの同意と参加を得て、組織犯罪の拡散に対処し、不正な武器取引と闘い、市民の安全を強化するための支援を提供することを可能にする地域及び域外のコンセンサスに達する必要性を認識している。また、我々は、ハイチ社会を苦しめている複雑な危機から脱出することを可能にするロードマップを作成する目的で、政府とハイチ社会の様々な政党や機関との間の対話の経過に伴う小地域及び地域の国際的な取り組みに注目している。

102. 我々は、ハイチの政治的アクターと市民社会の間の合意をさらに広げるためのハイチ政府の継続的な努力に留意する。我々は、2022 年 12 月 21 日に「包括的な移行と透明性のある選挙のための国民的合意」と題する文書に署名したことを歓迎する。我々は、政府が、

安全保障環境と技術的手段が許す限り、一刻も早く民主的制度を稼働させるべく、国民生活の各分野に対して開放的な政策を継続することを強く求める。我々は、可能性のある加盟国に対し、国連事務総長が安保理議長宛の 2022 年 9 月 8 日付書簡 (S/2022/747) で提示した選択肢を検討するよう奨励する。国を人質に取り、人や物の自由な移動を妨げ、弱い立場にある人々の人道支援や医療へのアクセスを制限し、自由で透明性のある包括的な選挙の組織化の準備を妨げている暴力組織を根絶しなければならない。我々は、ハイチ共和国の同意と参加を得て、地域協力の原則に基づき、地域及び地域外レベルで合意を形成する必要性を認識している。

キューバ

103. 我々は、国際法に反することに加え、キューバ国民の幸福に深刻な損害を与えているキューバに対する経済、通商及び金融封鎖を停止するよう国連総会が求めたことを改めて表明する。また、我々は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国に悪影響を与えている一方的なリストや認証の拒否を改めて表明する。この点で、我々は、国際テロリズムを支援するとされる国の一方的なリストからキューバを除外することを要請する。

ベネズエラ

104. 我々は、メキシコ政府とノルウェー政府が推進するベネズエラ政府とベネズエラ連合プラットフォームの対話と交渉の経過の枠組みで、2022 年 11 月 26 日に達した合意を歓迎する。この点で、我々は、これらの合意の実施に対する国際社会の支援を歓迎する。

マルビーナス

105. 我々は、ラテンアメリカ・カリブ海地域が植民地主義及び植民地のない領域となることを達成するために、国際法、特に「1960 年 12 月 14 日の国連総会決議 1514 (XV)」の枠内で作業を継続することを約束する。

106. 我々は、マルビーナス、南ジョージア及び南サンドイッチ諸島並びにその周辺の海域に関する主権紛争におけるアルゼンチン共和国の正当な権利に対する地域の強い支持、並びに、「国連総会決議 31/49」の規定に従い、この紛争に対する決定的かつ平和的な解決をできるだけ早期に見つけるためにアルゼンチン共和国と英国及び北アイルランドとの間の交渉を再開することに対する地域諸国の恒久的な関心を改めて強調する。

プエルトリコ

107. 我々は、プエルトリコのラテンアメリカ・カリブ海諸国の特性を再確認し、プエルトリコの状況について国連の脱植民地化に関する特別委員会が行った努力及び採択した決議を認識している。我々は、これは CELAC にとって高い関心事であることを改めて表明する。

総則

我々は、この組織の制度的機能に関する前向きな意見交換、及び内部手続の改善、議長職の交代、全加盟国の完全参加と代表性についての貢献を歓迎する。

109. 我々は、ブラジルの CELAC への再加盟と第 7 回首脳会議への参加は、この地域におけるブラジルの結束と共同作業への支持の表れであり、歓迎する。

我々は、アルゼンチン共和国が議長国として行った、2022 年行動計画から発せられる指令に従った作業と努力に感謝し、地域の政治的イニシアチブを強化し、強化された地域の声の中で複数の意見を統一し、地域統合プロセスへの揺るぎない支持を再確認することを可能にした CELAC 第 7 回首脳会議を招集したアルゼンチン政府に謝意を表明する。

111. 我々は、カリブ海の英語圏の国として初めて CELAC 暫定議長国に就任したセントビンセント・グレナディーンに敬意を表し、全面的な支援を約束するとともに、その任務の成功を祈る。

(新藤通弘訳)